

令和7年度教職員住宅（借受住宅を除く）入居者選考方針

1 目的

離島・へき地への人事異動等に伴い、教職員住宅に入居を希望する者の選考に際し、入居優先度を決定するため次のような基準等を定める。

2 選考基準及び優先度

選考基準は下記のとおりとし、各基準に設定された配点の合計が多い順に優先度を決定する。
ただし、選考委員会が特に必要と定めた場合はこの限りではない。

- | | |
|------------|--|
| ・基準① 入居形態 | 世帯である（５点）
単身である（０点） |
| ・基準② 家計状況 | 世帯で入居申請者のみ県職員である（１０点）
配偶者も県職員等である（０点）
単身者である（５点） |
| ・基準③ 同居人数 | 一人につき５点を配点する。 |
| ・基準④ 管理職区分 | なし |
| ・基準⑤ 収入基準 | ３００万円未満（３０点）
３００万円～４００万円未満（２５点）
４００万円～５００万円未満（２０点）
５００万円～６００万円未満（１５点）
６００万円～７００万円未満（１０点）
７００万円～８００万円未満（５点）
８００万円以上（０点） |
| ・基準⑥ 距離区分 | 前住所地からの距離を配点表から配点する。
ただし、石垣市、与那国町の住所地には本島との均衡を図る観点から１０点を加算する。 |
| ・基準⑦ 単身基準 | 単身赴任である（５点）
単身赴任でない（０点） |

3 部屋の割当手順及び方法

- (1) 入居形態が世帯である入居希望者を、対象とする部屋（世帯用、両用）へ、優先順位の高い順に配置する。
- (2) 単身者を優先順位の高い入居希望者から順次配置する。
- (3) 配置からもれた入居希望者については、入居補欠者とする。